

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	26
処分の種類	戦傷病者手帳の返還命令			
根拠法令条例等・条項	戦傷病者特別援護法第6条第2項			
処分の概要	戦傷病者手帳の交付を受けた者について、戦傷病者手帳を返還しなくてはならない事由が生じ、当該戦傷病者が戦傷病者手帳を返還しないとき、返還を命じる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 * (法令等の規定において言い尽くされているため。) [参考] 戦傷病者特別援護法第6条第2項 戦傷病者手帳の交付を受けた者について第4条第1項第1号に規定する程度の障害がなくなったと認められるとき(当該公務上の傷病につき療養の必要があるときは除く)若しくは当該公務上の傷病につき療養の必要がなくなったと認められるとき(同条同項同号に規定する程度の障害があるときを除く)、又は、戦傷病者手帳の交付を受けた者が日本国籍を失ったとき、若しくは第7条の規定に違反したときは、その者に対し、戦傷病者手帳の返還を命ずることができる。</p> <p>戦傷病者特別援護法第4条第1項第1号に規定する程度の障害 公務上の傷病により恩給法別表第1号表の2又は別表第1号表の3に定める程度 戦傷病者特別援護法第7条の規定 戦傷病者は、戦傷病者手帳を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(処分手続き) 戦傷病者特別援護法第6条第3項の規定により、文書をもって、その理由を示さなくてはならない。</p>			
基準の制定根拠	—			